

成田東だより(東京都発行)をご覧になられたみなさまへ

用地測量にNOを!



寄せられている疑問や不安にお答えします。

133号線をもう一度考えてみましょう!

Q1/用地測量とはどんなものですか?

A1/以前に行っていた「現況測量」は、道路位置を決める為の測量でしたが、今回の用地測量とは今後みなさまの土地を買収する為の土地面積を確定させることが目的です。

チョット待った!! 私たちは補償がどんな内容になるのかさえ知らされていません。

補償内容も知らずに協力するのは「めくら判」を押すのと同じことです。

Q2/なぜ74年も前(1947年/昭和22年)の計画を強行するのですか?

A2/決定当時は旧都市計画法の規定で、住民の意見を聞くことなく決定され何の為に必要かも書かれていません。しかし半世紀以上の時が流れ、社会情勢は激変しました。役所の悪しき前例主義で計画を止められないだけなのです。説明会での「交通処理」や「延焼遮断」の為に必要というのは、最近になって考案された必要性です。

Q3/完成までには幾らぐらいかかるのですか?

A3/約90億円(当会試算)です。これほどの税金を直ぐに道路に使うべきでしょうか。

税金は、新型コロナウイルスの収束が見通せない今、不要不急の道路建設ではなく、医療や福祉や格差解消などに優先すべきではないでしょうか。

Q4/延焼防止というのであれば、防災上も道路が必要なのでは?

A4/延焼防止には既存の道路の改良や建物不燃化で対応できます。道路事業に90億円を使うのならば、小型消防車やスタンドパイプ等の増設の方が、少ない費用で高い効果が望めます。

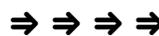
Q5/十分補償してくれるから大丈夫では? 代替地は?

A5/残念ながら補償は土地と建物を合わせても約70%強です。更に現在抱えている住宅ローンは補償の対象外です。従って現住居と引っ越し先の二重ローンを組まざるを得ない状況も生まれます。代替地は近隣ではなく遠隔地となる場合が多いのでご自身で探さなければなりません。折角築いた隣近所とのコミュニティも、引っ越すとすれば手放すことになります。

学校は? 病院は? 買い物は? 最寄り駅は? 様々なことがゼロからの出発です。

Q6/土地の一部が道路計画に掛かっています。残地になった場合は補償されるのか?

A6/道路用地として買い取るのは道路を造るのに必要な部分だけで、残地は買いとってくれません。残地が狭くて住み続けられないとなると引っ越しを余儀なくされますが、残地を持ち続けながら他の土地で暮らすとなると、元住んでいた土地=残地=更地の固定資産税を以前の6倍請求される事になります。



都市計画道路補助133号線(中杉通りから五日市街道までの延伸)に反対する会

連絡先/原田道子:03-6383-1229 村上芳子:03-3313-4014

ホームページ/<http://www.route133.info/>

「静かな街を壊さないで」私たちの願いです。

不安が解決するまでは、
東京都及び関連会社から案内や訪問がありましたら測量・調査等は、一切「お断り」と言いましょ！



Q7／測量は拒否できるのですか？

A7／測量を含めて全ては任意での協力依頼ですので、拒否しても問題はなりません。土地を売るかどうかは地権者の権利です。他の地域でも測量を拒否する事で、数十年も計画が進んでいない場所も散見されます。居住者の意思を無視して測量すれば法律違反になります。

Q8／境界確認に協力したらどうなりますか？

A8／境界確認（立ち会い）も事業への協力の一步です。日頃からの近所付き合いから協力してあげたい気持ちは理解できますが、これだけは（道路建設に対する考え）は別として、日頃のお付き合いとは分けて対応しましょう。

Q9／事業認可されると反対しても計画中止は難しいのでは？

A9／認可後が正念場です。工事が始まってから白紙撤回された道路もあるのです。沿線住民のみならずと協同して反対運動を継続することがとても大事です。ちなみに、都の道路事業で土地の強制収用（強制立ち退き）は一軒もありません。反対しましょう。拒否しましょう。

Q10／反対運動の現状は？

A10／現在、反対のぼり旗約50本弱、測量お断りプレート約200軒以上を掲示していただいております。日ごとに増えてきています。隣接する区や市にも続々と反対運動の市民の会が発足しています。道路建設は大きな被害（立ち退き、騒音・振動・汚染・事故危険等）が伴います。

Q11／土地建物購入時に道路が出来る説明を聞き立ち退きの承諾をした、都市計画範囲で割引価格にて購入、等々で反対出来ないのでは？

A11／道路建設の当事者は不動産の売り手ではなく、事業者（≡行政）です。道路建設の是非について家屋入手時に事業者に同意を与えたわけありませんので、今後は賛成することも出来ますし、反対することも出来ます。

Q12／反対すると土地の評価が下がるのでは？

A12／そんなことはありません。地価を決めるのは景気や社会情勢であり、東京都（事業者）ではないからです。反対運動を抑え込むための「フェイクニュース」（うそ）の類いです。



いま大事なことは、不要不急の公共事業（反対の多い大型道路等）の巨額な費用を凍結&中止して、新型コロナウイルス対策費用にまわすべきです。

のぼり旗（1,500円）や測量拒否のプレート（無料）をご希望の方は原田・村上までご連絡ください。
133号線道路計画反対運動に協力してくださる方もご連絡をお待ちしています。